

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 城里町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 補償特別交付金 C	標準財政規模 A+B+C
2,698	3,774	345	6,817

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,436	9,285	150	90	0	12,411	
一般会計等	9,436	9,285	150	90		12,411	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計(事業勘定)	2,308	2,299	9	9	0	0	0	
国民健康保険特別会計(施設勘定)	302	293	9	9	0	41	10	
介護保険特別会計(事業勘定)	1,327	1,312	14	14	0	0	0	
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	5	5	0	0	0	0	0	
後期高齢者医療特別会計	144	140	1	1	0	0	0	
老人保健特別会計	172	161	2	2	0	0	0	
水道事業会計	610	621	△11	949	326	3,954	2,230	
公共下水道特別会計	1,114	1,090	24	12	332	5,960	5,298	
農業集落事業特別会計	448	445	3	3	164	2,252	2,018	
簡易水道事業特別会計	54	53	0	0	37	311	232	
公営企業会計等 計				999		12,518	9,788	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
城北地方広域事務組合	664	628	36	36	0	288	0	
笠間地方広域事務組合	253	230	23	23	0	1,135	0	
水戸広域市町村圏事務組合(一般会計)	180	177	3	3	7	0	0	
水戸広域市町村圏事務組合(社会老人保健センター特別会計)	224	224	0	0	122	0	0	
茨城県市町村総合事務組合(一般会計)	32,281	32,260	21	21	19	0	0	
茨城県市町村総合事務組合(国民生活行政推進事業特別会計)	306	302	4	4	19	0	0	
茨城租税債権管理機構	585	343	242	242	0	0	0	
茨城県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	929	866	63	63	1	0	0	
茨城県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	203,918	199,686	4,232	4,232	1,227	0	0	
一部事務組合等 計				4,624		1,423	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
城里町開発公社	198	746	20	209	0	—	0	0	
常北物産センター	0	△13	27	0	0	—	0	0	
桂ふるさと振興センター	0	117	35	0	0	—	0	0	
物産センター山桜	1	33	28	0	0	—	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			110	209	0	—	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,432	1,437	5
減債基金	127	127	0
その他充当可能基金	1,146	1,605	459
充当可能基金 計	2,705	3,169	464

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.74	1.32	△ 0.42	△ 14.11	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	15.86	15.99	0.13	△ 19.11	△ 40.00	公共下水道特別会計	-	-	-
実質公債費比率	16.2	17.0	0.80	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	181.0	167.5	△ 13.50	350.0		簡易水道事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.41	0.42	0.01						
経常収支比率	89.2	89.7	0.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。